共同親権運動

2号

親どうしが別れても親子が親子であるために

2009年10月17日

東京家裁申し入れレポート

8月25日、kネットのメンバーで東京家庭裁判所へ申し入れをした。

自分は申し入れ参加はこれで3回目となる。慣れた、という感じがする。手早くみんなと「今回の申し入れのテーマと、家裁との接し方」について打ち合わせをした。この申し入れもすっかり恒例になりつつあるのを実感した。

「これまでの対立構造では進展が無いので、対話を継続できるような柔和な雰囲気でアプローチ」というのが今回の姿勢だ。家裁の対応者を直接責めても仕方がない。申し入れ内容と併せて提示する「家裁への質問事項」に回答を期限付きでもらえるよう「対話重視」でいく方針だ。

申し入れ前に、家裁前でビラ配りと拡声器による情宣活動をする。横断幕も健在だ。やはり、リアルでの情宣活動は重要と実感する。当事者の掘り起こしや、諸問題を知らない人たちに「知ってもらう」という為には短期間、局地的であっても欠かせない。

アポの時間となり、用意された部屋に入った。家裁担当者からは「話は聞く」、「ここでは回答できない」、「個別の事件についてはそれぞれの裁判官に任されているので、裁判所としての統一見解は無い」、「事件当事者以外には返答できない」などの、いつもの内容ばかりだった。

kネット側からは「事件当事者から直接聞いても答えてもらえない」、「ここまで裁判官により結果が違うと、"あたり、はずれ"があるとしか言い様がない」、「個人や家族全員のこれからの人生が決定されかねない事件であるのに、そんな『運』や『恣意的判断』が支配的に感じるような運用は納得ができない」などの意見が出た。

また、印象的だったのが「我々の意見は、家裁内部でどう処理されているのか? これまで回答を期限付きで要求してきたが、返答をもらったことは無い。声は届いているのか?」という質問に対して、家裁側は「書面は届いているし、処理はされているはずだ。しかし、詳細は分からない。検討経緯などは回答できない」といったものだった。

あいまい以上に「すべてが秘密」といった印象が拭えない。自分も「どうして、そんなに秘密ばかりなのですか?」と質問した。やや緊張状態だった我々からは笑い声がもれた。失笑だったかもしれない。 家裁側はこれに答えることができなかった。秘密であることの理由もまた秘密なのだろう。

「返答をくださいね」そう念を押して申し入れは終了した。

単なる法改正だけではなく、親権や面会交流などに関連する諸問題をさまざまな角度から、解決する アプローチをしていきたい。裁判所の運用改善もその一つだ。これだけでも時に絶望する理不尽な現状 のいくつかが解決できると確信している。(望月蓮)

こんなことやります kネット車座集会第2回「戸籍、結婚、共同親権」日時・10月24日13:00~16:00、場所・NPM会議室(東京都新宿区西新宿6-12-4コイトビル3階)、お話・佐藤文明(フリーライター)、齋藤笑美子(茨城大学教員)/kネット車座集会第3回「家族の絆再考」日時・11月15日13:00~16:00、場所・同上、お話・棚瀬孝雄(中央大学教員)、福田雅章(DCI日本支部)/kネット「オフィスアワー」日時・第2、第4土曜13:00~17:00、場所・同上(巻末に案内あり)

● RANTE 原則交流 実質平等 kネット・共同親権運動ネットワーク

〒 186-0004 東京都国立市中3 -11-6 スペースF内 T/F042 -573-4010 (質同問い合わせはこちらまで) mailto kyodosinken-owner@yahoogroups.jp

HP http://kyodosinken.com/ プログ http://oyakojimukyoku.seesaa.net/

年会費 2000円 賛助会員 1000円 郵便振替 00130-5-472679 加入者名: kネット

国際結婚と民法

鵜飼恵子

日本の家族法は明治時代に作られた条文を100 年も使い続けているそうだ。なんと怠慢な政府な のだろう。100年前の法律では国際結婚など想定し ていないので、外国人との結婚は日本の民法の枠 外の異常なできごとという位置づけのまま現在に 至っていると言わざるを得ない。明治時代にも国 際結婚はあったけれど、当時は「海を渡って」し まえば生涯日本には戻れないのが普通だった。明 治初期にウィーンの伯爵家に嫁いだクーデンホー フ光子は一例で、NHKTVが取り上げるまでは その存在すら知られていなかった。飛行機で行き 来ができるようになっても基本的な考え方は変わ らず、80年代に男女不平等の撤廃として国籍法が 改正されるまでは、父が外国人の子どもは日本で 生まれ育っても日本国籍はなく外国人扱いされて いたのだ。日本女性と結婚した外国人夫のための ビザはなく、つまりは外国人と結婚したら相手の 国へ行って暮らしなさい、あなたもあなたの子ど もも日本では面倒みませんよという考え方である。 排外主義でもあるし、基本的に貧しい国の女性が 豊かさを求めて外国人についていくというイメー ジが高度経済成長後も続いていたことになる。日 本の豊かさを求めて外国人がやってくるように なった80年代に国籍法・入管法が改正された。沢 山の国際結婚家庭が日本で暮らすことが現実に可 能になったのだが、民法枠外の扱いは変わらな かった。結婚しても外国人は戸籍や住民票に入れ ないので、ひとりだけ外国人登録をして登録証の 携帯を義務付けられている。家族である前に"ガ イジン"という差別をされるのは悲しいことだ。自 民党政府は家族重視と言いつつ、国際結婚家庭に 関しては家族のつながりを阻害するようなことを 平気で続けていたことになり、現在に至っている。

国際結婚とは、法律の異なる二つの国に所属する人が結婚することである。日本の民法と相手の国の民法、住んでいる国が違えばもうひとつ別の民法、と結婚生活が関わることになる。言語や習慣などはある程度持ち込んだりミックスしたりできるが、法律に関してはあり得ない。国際結婚に限らずどこの国でも住んでいる国の法律には従わなくてはならないのだが、国境を越えたとたんに頭を切り換えるのはなかなか難しいことだ。私の場合は相手の国に行くときには飛行機の中でス

カーフを取り出して頭に被らなくてはならない。 スカーフは日本ではファッションの一部で使うも 使わないも個人の自由であるが、その国では被っ ていないと旅行者でも逮捕されてしまう。法律で 決められているからで問答無用なのである。

そして、アメリカには実子誘拐罪というものが ありそれが日本の習慣と真っ向から対立している。 被るだけで解決できるスカーフよりも問題ははる かに深刻で、在米の日本領事館は最近になって やっとこの件に関して注意喚起をしている。「子連 れで帰国したら誘拐犯にされました」ケースで、も し日本がハーグ条約を批准していれば親子ともど も元いた場所に戻されることになる。ハーグ条約 を批准しない間は「強行帰国」して以後の面会交 流に応じないというのが日本人妻たちのセオリー であるが、それは日本国内で行われていることと 全く同じの「取ったもの勝ち」を国境をまたいで 実行したにすぎない。相手国の法律を全く無視し た行為を海外から厳しく非難されている現状で、 福岡で日本国籍を持つアメリカ人父親が子どもを 取り戻そうとして逮捕された。アメリカでの報道 の背景には、ほかの子どもに会えないアメリカ人 父親たちの苦闘がある。彼のような実力行使をし なければ、我が子の姿を見ることさえできない親 たちの存在は紛れもない事実で、日本人でもそれ は同じなのだ。「サボイ事件」報道が日本の「取っ たもの勝ち」の不当性をアピールする方向になる とよいと思っている。

子どもの国際間奪取に関するハーグ条約ができ た当時に時期尚早として批准を見送ったのは理解 できるが、海外渡航が飛躍的に増えて国際結婚・離 婚が増加したこの二十年余り何もしなかったのは どういうことか。「離婚はあってはならないこと」 などと言って対処を怠っている間に子どもたちは 傷ついた心を抱えて成長している。ハーグ条約を 批准していないのは逃げ帰った日本人母子を守る ためというのは希望的な見方で、実際は先送り・無 策の言い訳に過ぎない。逃げ帰れずに外国でDV を受け続けていたら何の助けも得られないからだ。 外務省・在外日本大使館は基本的に明治時代と同 様、海を渡って嫁いだ人を守ろうとなどしていな い。嫁いでいない一般渡航者に対しても冷たいの は同じであるが。子どもに会えない外国人父親た ちの怒りは大きいが問題は国際離婚だからではな く、日本国内でも状況は同じなのである。「子ども を連れて実家に戻るのが日本の習慣」であっても、 もう片方の親と絶縁させていいわけはない。親の 一方の存在を感じられないで育つのはその子ども の一生に影響を及ぼし、自己の存在に疑問を抱い て生きる人の増加は社会全体の問題でもある。 ハーグ条約より夫婦別姓より何より「原則交流」の 確立を!! そして明治民法でなく、「法を私たち の手に」!!



衆議院議員選挙・立候補者アンケート

今年の夏は雨が多くて、夏が大好きな私にはきつかった。

去る8月30日、衆議院選挙があった。正直なところ、運動を始める前はここまで国会議員のことを気にすることはなかった。党でひとくくりにして考えたりしていたし、その党のマニフェストなんてものもほとんど見たことさえなかった。選挙には毎回行ってたけどね。

今年に入ってから、国会勉強会にかかわるようになって、議員に会ったり議員会館に何度も足を運ぶようになって一人一人の議員を見るようになった。

で、今回の立候補者アンケートである。いかにこの運動を知ってもらうか、子どもと親が引き離されている現実を知ってもらいたい、共同親権について考えてもらいたい、そういう思いもこのアンケートには含まれている。問いは以下の4項目。

1. 親の離別後に会えなくなっている親子の実態を知っているかどうか、2. 親の離別後の親子の交流を促進するための法整備の必要性、3. 共同親権・共同子育てに向けた法整備の必要性、4. ハーグ条約と国際離婚の紛争の解決。

北海道、埼玉県(一部)、東京都、神奈川県、長野県、愛知県(一部)、大阪府(一部)、香川県、徳島県、高知県の全候補者に、団体・個人の協力を得てアンケートを送った。

私は、東京を何人かで担当した。まず、立候補者の連絡先を調べるところから難航した。郵送したけど返信のない事務所には、それぞれ電話連絡して回答をお願いした。選挙事務所もいろいろだった。連絡先の電話番号が携帯というところも何件かあった。かけてみると本人がでてきたりして驚いた。下村議員事務所に電話したときは、顔見知りになった秘書さんといろいろ話をしてしまったり。回答率は思ったよりもよかったように思う。

回答を見ていると、まるで家裁の回答のように(家裁アンケートも実施しました)同じ回答を返して きた党もあれば、きちんと自分の意見を返してくれたと思われる議員さんもいて、投票の目安になった ように思ったのだが。

結局マスコミの予想通り(?)民主党の圧勝で新政権発足。これからの動きから目が離せないのだが、期待は大きい。kネットを始めてから身軽になったことだし、いろいろやれるぞってほんとにいろいろやっていて、議員会館にももう何回か行っている。選挙後に行った時は、エレベーターホールに引越しのための荷物(ごみ?)があふれていて、議員さんの部屋の中や廊下には胡蝶蘭。「これか~っ」なんて心の中で思いながら事務所の中で本物の胡蝶蘭をさわらせてもらったりもする。秘書さんの憂いも聞きつつ、これからどんなアプローチをしていったらいいか、といっても地道にやっていくしかないんですがね。ちなみに、地下2階の売店のおみやげも鳩山政権一色に変わってました。(植野史)

■共同親権アンケートに回答した候補で、当選されて議員になった方

(※での説明のない議員は4項目すべてに肯定的な答えをした)

神奈川 4区・長島一由(民主)※実態の詳細はわからない、5区・田中慶秋(民主)、7区・首藤信彦(民主)、8区・山崎誠(民主)、12区・中塚一宏(民主)※ハーグ条約はわからない、13区・橘秀徳(民主)/東京 1区・海江田万里(民主)、4区・藤田憲彦(民主)、6区・小宮山洋子(民主)、9区・木内孝胤(民主)、11区・下村博文(自民)、15区・東祥三(民主)※共同親権には賛成だが法整備は必要ない、柿沢未途(みんな)、16区・初鹿明博(民主)、17区・早川久美子(民主)、19区・末松義規(民主)、23区・櫛渕万里(民主)、24区・阿久津幸彦(民主)、25区・井上信治(自民)/愛知 3区・近藤昭一(民主)、6区・石田芳弘(民主)、10区・杉本かずみ(民主)※実態は知らない、14区・鈴木克昌(民主)/近畿比例 こくた恵二(共産)※子どもの利益を基本に真剣に考える/徳島 1区・仙石由人(民主)、2区・高井美穂(民主)、3区・仁木博文(民主)※法整備その他はわからない/香川1区・小川淳也(民主)、3区・大野功統(自民)/北海道 1区・横路孝弘(民主)、2区・三井弁雄(民主)、3区・荒井聡(民主)、4区・鉢呂吉雄(民主)、5区・小林千代美(民主)、6区・佐々木隆博(民主)、7区・伊東良孝(自民)・仲野博子(民主)、8区・逢坂誠二(民主)、9区・鳩山由紀夫(民主)※法整備は今後十分に検討していく、10区・小平忠正(民主)、11区・石川知裕(民主)/北海道比例 鈴木宗男(新党大地)、稲津久(公明)

<衆院選の結果を受けて共同親権・共同子育ての実現を求める声明>

2009年9月4日

共同親権運動ネットワーク

共同代表 植野 史、 宗像 充

8月30日、衆議院選挙の結果政権交代が実現することとなり、「国民の生活が第一。」を掲げてきた民主党ほか自民党政権下の野党が政権政党となることが予定されている。

私たち別居親は、この選挙の行方を注視し、候補者アンケートを実施することによって親権問題、及び親の離別に伴う面会交流への周知を候補者に図ってきた。

各党のマニフェストの中で、民法上の規定について公明党、共産党、社民党が別姓の実現、300日問題について触れたものの、親権・面会交流の実現について触れた政党はなかった。政権政党となった民主党は、過去政策集で別姓問題について触れたものの、今回のマニフェストには載っていない。

こういった一連の民法上の規定は、親の選択や生き方が子の不利益や差別に直結するという点で極めて問題の多い規定である。私たちが実施した候補者アンケートにおいても、過半数の候補者がこの問題に沈黙を守った。

私たちは家族生活上の人権問題に対して、一部の議員や政党を除いて、新しく国政を担う人たちが積極的な姿勢を示さないことに懸念を表明する。同時に、戦後ほとんど変わることのなかった民法が、家制度に強く規定された価値観を持つ政治家に支えられてきたことを指摘した上で、今回世代交代とともに多くの政治家が国会に登場したことに注視する。

民法上の規定の中でも、単独親権制度とそれに伴い、一方の親が子育てに関係できなくなる事態は、憲法 24条の「配偶者の選択、財産権、相続、住居の選択、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない」という規定に明らかに反する差別である。同時に、親権が一方の親から剥奪されることにより、「親権争い」と呼ばれるように、親の離別時における子どもの奪い合いが加熱させられ、親による子の連れ去りや面会拒否が助長させられる。親子関係そのものを法が阻害しているのである。その上、子育てへの男性参加も進み、子どもと引き離されることへの抵抗は格段に強くなっている。子から引き離されることによる精神上の打撃は、引き離された親のその後の日常生活、社会生活に甚大な影響を与える。

子が親から引き離されることもまた、親の離別という事件を乗り越えるにおいて、子の心理に資することがないし、その後の子どもの成長にも影を落とすことが実証されている。正当な理由のない親子の引き離しは、差別であるとともに子への虐待である。

にもかかわらず、親どうしの縁切りが、親子の縁切りに直結するという慣行は根強く、「別れた親に会わないほうが子どもは落ち着く」とまで言われることもあった。単独親権制度という法制度が無理に家族のあり方を規定し、親権争いや子どもの面会にからむ事件だけでなく、多くの社会問題の遠因にもなっている。毎年25万組の夫婦が離婚する中、未成年の子どもの4人に一人が親の離婚を経験している。しかしこういった親子への物心両面の支援は、主に母子家庭というひとり親への経済的支援という形でしか考えられてこなかった。

政権政党となった民主党も、マニフェストで生活保護の母子加算の復活と児童扶養手当を父子家庭にも支給することを掲げてきた。もちろんこういった政策は推進すべきことであるが、いずれにしても、別居親の存在は無視されたままである。

単独親権制度のもと、親の離別後の子の養育はもっぱらひとり親が担うことしか考えられず、養育費の徴収についても制度が強化されたものの、別居親側が養育費を払ったとしても扶養控除の対象にすらならない現状である。

ひとり親家庭の貧困と子の養育も、親の離別後の子育てについて、双方の親が子にかかわるということを 選択肢として可能にし、総合的に考えるべきであり、そのためには単独親権制度の是正が必須である。

「政治とは生活である」のかもしれないが、人権が保障されてこそ人らしい生活が保障される。そして、「親権のない親に人権」は十分に保障されない。親と引き離された子も、親から愛情を受ける権利を保障されていない。

養育とは「養育費」という経済の問題だけではなく、子育ての喜びを享受することであり、また人としてのつながりを子が親から感じようとする営みそのものである。

人権、憲法、子育て、男女平等そして社会保障、すべての領域にまたがる民法上の大きな課題である単独 親権制度について、新しく立法府に足を踏み入れた議員、そして政権の内外にいるにかかわらず、すべての 政党が関心を示し、問題の抜本的な解決に向けて足を踏み出すことを私たちは期待する。

そして仕切りなおされた国会で、親の離別後の共同子育てが可能ように、共同親権制度が実現するための 法制度を早急に整備することを強く要望する。



発足集会

2009年8月29日

ー橋大学キャンパス@東京都国立市

僕自身、この運動に参加してまだ3カ月あまりなのだけれど、自分でも「ホントかよ」と思うほど、いろいろな人に出会い、さまざまな出来事に立ち会ってきた。

7月半ば、地下アジトでの謀議からバタバタと 発足チラシ、会報 0 号の制作・発送、親権問題レポート、衆院候補者アンケートなど、なんだかわからないうちに動き出していた。

もちろん中心になって動いているのは共同代表の2人と鵜飼さんなのだけれど、綿密な打ち合わせとかはなくて、お互いにどうやって連絡を取り合っているのか、いまだに不思議な感じでコトが動いていく(共同代表の1人は携帯電話を持っていない)。

発足集会も何人集まってくれるのか、一同、不安を感じながら、数度の打ち合わせの後、あっという間に当日となった。いま思い出したけど、その間に増ページ版の「共同親権運動」会報1号も作って発送したのだった。

さて、発足集会は、植野代表の開会あいさつに引き続いて、宗像代表が現在にいたるまでの活動を報告。つづいて、立場が異なる3人のスピーカーから、現在の日本の親子をめぐる現状や法制度、その運用などについてそれぞれ発言をいただき、これを受けた形で宗像の司会によるディスカッションが行われた。

以下、発言の要旨を紹介します。

「憲法 24 条と家庭生活の解消」 小嶋勇 (弁護士)

現在、起きている親子の引き離し、また月に1回会えれば十分などという裁判所の判断、また日本が共同親権でなく単独親権をとっていることから起きているさまざまな問題は、民法にとどまらず憲法にかかわる問題です。

日本国憲法では第24条で「婚姻は、両性の合意にのみ基づいて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない」とし、また同条2項では「配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない」としています。

ですから、離婚後に子どもと面会交流ができないこと、また民法に規定されている、一方の親にしか親権が与えられない"単独親権"はこの憲法24条に反する疑いが非常に強い。私はそう考えています。

一方、民法の819条は「父母が協議上の離婚をするときは、その協議で、その一方を親権者と定めなければならない」としています。離婚後も両親がともに親権をもつ"共同親権"は選択肢としてすら与えられていません。

こういう選択肢のない制度が、いろいろな家族や親子の形をひとつに押し込めようとしています。これは憲法でいう自己決定権の否定とさえいえます。個人の生命、自由、幸福追求に対する国民の権利は最大に尊重されなければならない、という憲法精神に著しく反する法制度や運用が現実に行われているわけです。

さらに、日本は「子どもの権利条約」を批准しています。この条約には「児童が父母のいずれとも人的な関係及び直接の接触を維持する権利」、また「児童の養育及び発達について父母が共同の責任を有する原則」が謳われています。これに反することは、国際的な債務不履行をしていることになります。

さらに附言すれば、憲法違反という観点に立て ば、この問題は最高裁でも争うことができます。

私たちが直面している人権侵害は、そのように 大きな問題であり、その被害者が膨大な数、存在 する。こうした事実を引き続き訴えてまいりたい と思っています。

「民法の中の性差別と共同子育て」 矢野裕子(京都西山短期大学講師)

私は当事者で、現在、小学5年になる娘と3年間にわたって引き離されています。親権は私にあるのですが、さまざまな事情で父親方の祖父母と同居しています。

家裁に調停も上げたのですが、「子どもが会いたくないと言っている」など一方的な主張で話し合いは進まず、調査官も非協力的で、私を責めるよ

うな言動も目立ちました。

それでも、ようやく観察調査を行うことになったのですが、その事前調査で「子どもが著しく不安を感じているから」といわれ、観察調査は実現しませんでした。

やりきれなくなった私は、事前に手紙で通告して、直接、娘に会いにいきました。娘には会えました。ちょっとふてくされたような態度でしたが、私が持っていったお土産も受け取ってくれ、短い時間でしたが会話することができました。やっと氷河期を抜けて、少しは氷を溶かすことができるのではと思いはじめています。この先、また裁判を行っていくのですが、本当にしんどい日々です。

今回、私の立場からは、少し"婚外子""非婚"の問題にふれてみたいと思います。民法では、婚外子は父母どちらか一方を親権者とするとされていますが、ほとんどの場合、母親が親権者になります。

婚外子差別の大きな問題は、嫡出子の二分の一 しか相続できないという民法の規定です。これま で、この問題について長く闘われてきましたが、い まだ規定は変わっていません。

また非婚についても多くの問題があります。シングルマザーになるしかなかった "非選択的非婚"、男女合意のもとに婚姻関係をもたない "選択的非婚"など、それぞれについて理解と制度がまったく不十分です。こうした問題と共同親権がどのように絡んでいて、これからどんな議論がなされなければならないのか。そうした観点から、関わっていければと考えています。

「離婚と『再婚』〜複合家族の実践〜」 堤則昭(親子ネットNAGANO代表)

私は、別居・離婚を契機に子どもを連れ去られ、 子どもと引き離された父親です。それとともに現 在は、子どもを連れた女性と内縁関係にあり、そ の子たちの事実上の養父でもあります。

こうした事情で、私は"実の親から引き離された子ども"と、"養父のもとで、自由に実の親との交流ができる子ども"を目の当たりにすることになりました。

いまの私の家庭では、子どもたちは自由に実父 の話ができますし、自由に交流ができます。実父 も、養父も、妻もそれぞれの立場、役割を心得て います。また、子どもたちも何の無理もなく、そ れぞれの役割を理解し、区別しています。

小さな子どもたちが、なぜ自然にそんなことができるかというと、それがまぎれもない真実だか

らです。そして、実父も、養父も、母も、まず子ど もの幸せを最優先として考え、行動しているから です。

ただ本音をいえば、子どもたちが実父に会うとき、すごく嬉しそうなんですよ。帰ってきても、とても満足している。それを見ていて、「こっちは汗水たらして働いて育ててるのになあ」って寂しい気持ちになることもあるんですけどね(笑)。

一方、私の実子とは引き離されたままでした。置き手紙をして子どもを連れ去られ、「引き離し症候群」(PAS)に見舞われました。

子どもとの交流を元妻に求めると、彼女は直接 対応しません。子どもたちから手紙が送られてく るんです。「父さんへ。ぼくたちは会いたくないん です」などと書かれていました。

ただ、僕は子どもたちとの絆を信じていたので、 なんとか面会にこぎつけました。子どもは、おそ らくストレスのせいで頭髪が何カ所も脱毛してい ました。実父を嫌う元妻への忠誠心と、実父に愛 されたい本源的な欲求の間で、子どもは引き裂か れてしまうんです。

「こういうストレス下に子どもを置かないよう、 あなたがあきらめなさい」というのが家裁の姿勢 だと思いますが、私はあきらめませんでした。よ り自由な面会環境を求めて調停をつづけ、子ども たちに会いつづけました。

その結果がこれです。「堤則昭父さん 大好きだよ」って書いた石です。「父さんと一生暮らせますように」って書いた七夕の短冊です。

つまり、家庭裁判所のいうようにあきらめていたら、この姿はなかったわけです。とはいえその過程で(元妻による父子の分断工作もあり)、特に長男は精神的な傷を負っているというのが率直な感想です。

こうしたなかで、実子とも、養子とも、より良い 関わりを求めながら行動していきたいと考えてい ます。

(パネルディスカッションは紙幅の都合上、割愛 しました。文責=杉本)



【共同親権運動ネットワーク規約】

1. 当会の名称と所在地

この会の名称を「共同親権運動ネットワーク」と する。

略称を「kネット」とする。

この会の事務所は、東京都国立市中3-11-6 スペースF内に置く。

2. 目的

この会は、以下を目的として活動する運動体である。

①別居親子の原則交流と子どもの成長へのかかわりについて、実質的な親どうしの平等が確保されるための法整備、社会制度づくり。

②別居親子の権利を擁護し、正当な理由なく引き離された親子が適切な形で再会し、その後も豊かな交流を持ち続けられるための情報提供、相互支援。

3. 活動

当会の目的に照らし、必要と認めた活動を共同親権運動と呼び、そのために必要な活動を行なう。

4. 活動期間

2年を目途に活動を総括し、速やかに解散する。

5. 運営

(1) 事務局

①事務局会

会員の中から選出した事務局員による事務局を置き、会の運営を行なう。

事務局員の選任は代表が行う。

事務局は、活動方針に関する事項を討議、決定するため、事務局員からなる事務局会を開催する。 事務局会には会員が傍聴、発言できる。

事務局会は原則として月に2回開催する。

②事務局員の選任

事務局会の決定により、会員の中から事務局員を随時選任することができる。

(2) 代表

会に代表を置き、代表は対外的に会を代表する。

6. 会員

(1)入会

会の趣旨に賛同し、年会費を払うことで入会する

ことができる。

ただし、事務局が不適当と認めた者は入会を拒む ことができる。

年度途中で退会しても会費は返還しない。

(2) 会員資格

当会は個人会員からなる。また会の趣旨に賛同するものを賛助会員とする。資格は以下のとおりである。

①会員……別居親当事者及びその家族。及び事務 局会が特別に認めた者

②賛助会員……支援者、その他親子の引き離し問題の解決に関心を寄せる者

7. 禁止事項

会員は、次の各号に該当する行為を禁止する。

①当会員を差別もしくは誹謗中傷し、または当会 員の名誉もしくは信用を毀損する行為。

②その他、当会の活動を妨害し、当会の信用を毀損する行為。

8. 除名及び資格停止

7に該当する禁止事項を行った者は、事務局会の 決定により、代表が除名または権利停止する。 その際、本人やその代理人による釈明の機会を認 める。

9. 会費ほか

(1) 会費・寄付金

この会の運営および活動に必要な費用は、会費・寄付金により賄う。

年会費はそれぞれ個人会員2000円、賛助会員1000円とする。

繰越金については、事務局にて管理・報告を行い、 使途については当会の目的に照らし適切に使用す るものとする。

会計は会報にて定期的に会計報告をする。

(2) 会計年度

この会の会計年度は、8月1日から翌年の7月31日とする。

10. 規約の変更

この規約は事務局会の決定で変更できる。ただし、2及び4については変更できない。

附則

この規約は2009年7月19日から適用する。

共同親権・共同子育で車座集会 第一回



「親子って何だろう?」

「親子とは何だろう?」という問いかけが、共同 親権についての議論の場でされることがよくあり ます。

離婚や別居を機に、親子の絆が断たれてしまうことがよくある日本において、「血を分けた親子だから面会交流はすべきだ」という言い方がよくされるけれども、果たして親子関係とは血縁の父親と母親であれば権利が得られるのでしょうか?こういった疑問の観点から、ゲストをお招きしての討論会が実施されることになりました。9月26日、西新宿の会場で開かれ、15人ほどが参加しました。

まずは成沢真知子さんのお話。成沢さんは、昨年に、子どもと引き離された妹さんを亡くされました。妹さんは元夫に殺され、元夫は服役中。そして、2人の子どもたちが残され、元夫の祖父母が監護者となったわけですが、成沢さんは、その子どもたちの後見人になろうと裁判所に申し出たわけです。理由は、「お母さんが悪いことをしたから、殺されてしまったんだよ」と、子供たちに祖父母から嘘の話を吹き込まれていて、「嘘で塗り固められたところに子供を置いておいてよいのか」という気持ちで一杯だったそうです。

一方で、成沢さんは9人ものお子さんがいらっしゃるシングルマザー。2年前に旦那さんを亡くされたそうです。9人ものお子さんを育てながら、さらに妹さんのお子さん2人を引き取ろうと、裁判までされる愛情深さに、私は心を打たれました。結局、裁判所は今まで住んでいるところと同じままがいいと、成沢さんの訴えを却下してしまったそうです。ここでも、「取った者勝ち」の論理がまかり通っていて、「親としての役割を望む者」の意



向など無視が れるとり ない あるとりを はい と た。

二人目の お話しは、 長田政江さ ん。長田さ んは、ご自身のお子さんの神経症をきっかけに1 980年代にフリースクールをはじめられました。

学校の中では離婚後に一方の親と会えなくなる 子どもを受け止めてくれる教師もいるけれども、 一方で、いまだに「欠損家庭」という言葉が学校 で使われている現実を指摘されていたのが、とて も印象的でした。

4人に1人の子供が離婚を経験している時代に あってもなお、「家族制度」という枠組みからはず れれば、いわば「差別」の対象にする世の中なん だな、とあらためて感じました。

やはり、親子の引き離し、連れ去り、という問題は法制度だけを変えればよいものではなく、社会を動かして、多くの人の意識を変えなければ何も変わらないのではないでしょうか。

長田さんの息子さんは現在、月に1度、孫と面会交流をされていて、お孫さんも面会交流を重ねるにつれ、毎月会えることがわかっているので、お子さんも落ち着いてくると感想を述べていらっしゃいました。

私としては、今回の車座集会は、とても意味の あるものでした。

結局、子供からすれば、一人でも多くの「味方の大人」がいた方がよいはずです。そしてそれは、必ずしも血縁の父親、母親でなければならない、とも限りません。再婚家庭なら血縁ではないけれど親子になります。共に暮らし、喜怒哀楽を共有すれば情が生まれて、絆が生まれます。

しかし、たいていの場合は、離婚・別居を契機に、現状監護する親の一方的な理屈で、多くの「親の役割ができる人々」が、子供と会えなくなってしまうのです。そういった現状がよく理解でき、新たな視点をもてたことが、とても幸いでした。

帰りの電車の中で、成沢さんが自費出版された、「たいせつなもの」という絵本を読みました。2人の家族を亡くし、9人ものお子さんを一人で育てながら、妹さんのお子さんのことを考え、「たいせつなもの」を守るために、裁判所まで通われた姿に、涙がにじみました。

本当に素晴らしい車座集会でした。

(安田孝則)

」ゴウインにマイウェイ 1

■味沢道明(日本家族再生センター)

私は今、活動兼業主夫の主夫業はほどほどにして、べったりと援助活動にはまってます。自慢じゃないけど、家族を扶養した事は一度もありません。だから仕事を辞めて活動を続けてられるって訳。

そもそもサラリーマンを辞めて活動をはじめたのは二十年前だけど、それも子どもの頃からの世の中に対する違和感があっての事。今で言えばLD児と判断されたであろう私は授業についていけず、教師の言う事には耳を傾けず、自分の世界で一人遊んでました。教師は私を指導すべくあれこれやってくれましたが、できないものはできないので、いつも教師と喧嘩ばかり。世の中に対する不信感と劣等感が醸成されて行きました。

世の中に適応する事はできないし、する必要もないと生意気にも考えていたのが小学校四年程のこと。とはいうものの思春期の頃からは社会に適応できない自分がどうやって行きていくのか、ということと、世の中のおかしさをどうやって世の中に伝えていくかと言う事について考えれば考える程混沌として来て、不安が暴走し、高校二年の頃今で言うパニック障害になってしまいました。発作が起こると怖いので、アルコール依存になっ

て自分の心が壊れるのを防いでいました。

今から思えばいとおしい子ども時代です。アルコールが辞められるのはそれから15年程後の事。不安障害から完全に自由になれたのも20年程後の事。世間の多くの人は社会でどれだけ評価されるかとか、地位や財産を築くかとかいうことを人生の目的にするみたいですが、私は自分の存在をどうやって受け入れるかという根源的な問題を解決する事を目的としていたような気がします。

勉強できて、いい学校に行って、資格とってカウンセラーになる人とはまったく違う人生を生きて来た私。アウトサイダーとしてアイディンティファイし、社会に順応する事を拒み、実存的不安の中で人とは何か、自分とは何かを理解したが故に、不安に苛まれる当事者に無理無く寄り添える私としてカウンセリングしています。幸い、言語とイメージについては特殊な能力があるみたいで、学ばなくても人の心を理解する事はできるみたいです。長く暗い闇の時間と、天に与えられた言葉の資質が私にカウンセリングする事を可能にしています。

(続く)



国際離婚における子供の奪い合いについて思うこと

「国際結婚の結末」製作者:匿名希望



先日、日米親権争いの問題が全米で話題となりました。福岡で母親によって日本に連れ去られた子供たちをアメリカ人の父親が他の協力者とともに誘拐し、子供たちと一緒に在日アメリカ領事館に駆け込もうとしたところを日本の警察に逮捕されたのです。

アメリカのメディアは一斉にこれまでの日本への誘拐ケースとともに日本人妻を「拉致犯、逃亡者」として報道し、子どもを連れ去られた外国人被害者たちもここぞとばかりに自分の親としての権利主張と日本批判を始めました。この事件では父親も母親も相手の国の法を破っており、まさに「両親のそれぞれが、それぞれの国を味方につけてお互いを誘拐の犯罪者として罵倒し合っている」という状態です。日米では事件の捉え方にも文化的違いが表れており、アメリカではこの父親は「勇敢にも日本から子供たちを救出しようとした英雄」扱いですが、「別の女性と再婚しつつ、子供の親権を確保したい」という彼の動機は(アメリカではよくあることなのかもしれませんが)日本人女性たちからはかなりの反感をかっているのがネット上の掲示板等から読み取れました。社会慣行上、日本では親権のない親が再婚した場合は「それぞれの人生」になったとして子供との面会を「自粛」あるいは「忌避」する慣習がありますが、この父親は全くの逆のことをしているために日本人から反感をかう結果になったのかもしれません。

報道が始まってしばらくして、この父親が日本国籍も保有しているという情報が流れると、日本人同士の日本国内の問題として米国務省は事件から手を引き、あっというまにメディアも沈静化の一途をたどりました。

私がこの事件で強く疑問に思うのは、通学中にいきなり母親から引き離され、知らない男たちとともに車に押し込まれて脅えさせられた子供たちの恐怖体験を考えると、父親がした誘拐行為は親のエゴそのものであり、どんな事情があれ、とても同情できるものではありませんし、その点をアメリカ側は誰も議論しないのが不思議です。「子どもの利益を最優先に! 日本にも共同親権を!」と訴えているのは建前で、結局はメディアも活動家も子供の気持ちは無視で、親たちのエゴの正当化に一生懸命なだけではないか、誰のための法律で誰のための共同親権なのか?と今回の過熱報道をみていて思いました。

話は変わりますが、私が国際結婚の結末というサイトを2001年に立ち上げて、8年がたちます。親による子供の連れ去り問題とハーグ条約についても初めて日本語で紹介しました。ハーグ条約は当時、日本の弁護士は誰もその名前さえも知りませんでした。まだ国際離婚という言葉も存在せず、国際結婚は華やかに世間でもてはやされていた時代でした。サイト公開後の私のメールボックスには毎日のように批判のメールが殺到し、こんなネガティブなことを書かないでほしい、離婚はあなた個人の問題で私たちには関係ない、国際結婚は国際交流に貢献しているのだから悪く書かないでほしい等々、ほとんどが国際結婚をしている方々からの批判でした。

そういう時代を経て、最近になってやっとこの「親による連れ去り問題」に対する人々の意識が大きく変わってきました。今回のケースのように、それは外国からの批判という一種の外国基準を通して人々の見方が変わってきたにすぎません。問題は昔から存在し、ネット上に公開され、手の届くところに情報があったにもかかわらず、ずっとメディアからも人々からも関心を持たれずにいただけなのです。

こういう時代の流れを受けて、日本でも共同親権制度を推進する人たちが増えてきています。日本の 単独親権制度から共同親権への移行自体は悪いこととは思いませんし、時代の流れとも思えます。ただ し、アメリカのような裁判社会ではない日本に、果たしてアメリカのような'規制だらけの'共同親権 制度が導入できるのかは、個人的には大きな疑問があります。

親のなかには、子供を'自分の所有物'とみなして絶対片親に会わせない人もいれば、制度など関係なく離婚後も片親に会わせようと努力される方もいることでしょう。結局は離婚後の子供にまつわるすべての細事を法で厳しく規制しなければいけないほど、子供っぽい、身勝手な親が増えているのが現実なのかもしれません。

親による子供の連れ去り問題にしても、日本の単独親権制度で子に会えなくなった片親のケースにしる、子供を持つ親として離婚後もどこまで大人として対応できるかどうか、親の本質が問われている時代なのかなと感じます。

ホットライン 会えない親子の

私は引き離しに遭ってから、自分自身の精神私は引き離しに遭ってから、自分自身の精神を変にいる方々に、一人でも多く手を差りで苦しんでいる方々に、しかし、「くにたち子とおとの交流を求める親の会(親子交流くにたち)」と出会い、同じ境遇にある仲間と話をし、ちか」と出会い、同じ境遇にある仲間と話をし、おさしく同じ思いでした。しかし、「くにたち子どもとの交流を求める親の会(親子交流くにたち)」と出会い、同じ境遇にある仲間と話をし、どもとの交流を求める親の会(親子交流くにたち)」と出会い、同じ思いでした。引き離しに遭いてから、自分自身の精神私は引き離しに遭ってから、自分自身の精神、私は引き離しに遭ってから、自分自身の精神、

が初めに考えていたような、自助な内 かった りには、両日とも当事者からの相談が 談を受けるべく、ホットラインの開設に着手す して、受をして行く じました。今後は、毎月 一、 三 日の トラインを開設した意 があったと、 しく感 ないと 感した次 です。ただ、どの相談者も スト開設に漕ぎ着けました。告知の範囲が狭 んでした。そして九月十二日、十三日の両日、テ が強い分、開設までの時間はさほど掛かりませ る事となりました。手助けしたいという気持ち りました。 時から 後 時までをホットラインの時間と そこで「くにたちの会」では、当事者からの相 しい相談が、せられました。それについて 私たちも今後 に 話を受けて ると、私たち の苦し 強をしていかなければなら した。子だった事が、ホッ です。このホットライ 親子交流くにたち

ヌエック(国立女性教育会館

でした。 八月三○日、ヌエックで、宗像さんに親子の 八月三○日、ヌエックで、宗像さんに親子の 八月三○日、ヌエックで、宗像さんに親子の 八月三○日、ヌエックで、宗像さんに親子の 八月三○日、ヌエックで、宗像さんに親子の 八月三○日、ヌエックで、宗像さんに親子の 八月三○日、ヌエックで、宗像さんに親子の

ろんなところで、いろんな方法で語っていくこ 得た時でもありました。何時の日か、子どもも 間が集会に参加してくれたことは、望外の悦びな り、色んな立場の人を巻き込んでいくために、い を超えて一緒に考えていくこと、④出来うる限 つかむこと、③ジェンダー構造の問題を男女の枠 はなく、集会をすること、即ち運動のノウハウを こと、②運動内部では、上意下達な会社の会議で たかな、と思うと、時間が来てしまいました。 まりにも少なく、やっと少しわかってもらえてき 議論ができました。ただ、2時間という時間はあ 来ていたり、男性の弁護士が来ていたり、活発な 今後の課題として、①説得力のある言葉をも ヌエックでは、DV被害者支援をしている方が くそったれ社会のなかで、丸ごと信頼できる仲 などがあげられるかと思いました。 (Yuko Yano)

(その2) く法と共同親権

出 同 親 がされているかについて(子どもの ました。では 前 — 〇 八 れて 加 は D V では両立 ましょう。 法人日弁 法 が 下より) 日 の 一 部 しているとお ではどのような 限 しながら であ

を する 、DV問題に の を する し立てがあったとき 一に の を する し立てがあったとき 一に

が基 ていないうえ、 DVに する法 子どもに える ついての 者のような 日 わないと えた方がDV 者は としない)してあるため、法 に 理 して を受けることを求しています。 を して、DVのダイ の 知 ると、日ではま 明で足りる 一 ーもいません。、法知を ートする 護 な からのDV知 にとっての を得します。 を立する な を持っ 裁判

れまで

八 二 kネット国立

九で離月 宗像、 二九kネット発足集会 後も子 ては男女 同 三〇月 会 (ヌエック)「離 同親 運動交流会 子発言

ンテ 問題 ———

九

たち、会えない親子のホット九 一二、一三親子交流くに九 一〇kネット会議

島 加したイ ントを び ン 一が参 kネットの活動

九

子法相

ライン開

九 二三kネット会議

弁護士と

少子 九 九 二 kネット 九二八国会 一○ 三 親 問題 ―トに する意 」 出後の親子の 会交流の法 = 「親子って何だろう」 男女 会から「離 司

 $\overline{\bigcirc}$

判を問う会 会「子 一〇 一〇 さん親子の 会 〇 九 国会 一 八 kネット会議

どもの 講演 と 会交流」 子講演、 ネ 男性

一〇 一三 同親 スカッ ン を考える 講演会議、国会 子どもの

強会 国会

日籍、 問い わせ kネット ★ トネット車座集会第二回「戸 ○○、場所 一〇月二 日一三〇〇 ーライ ー)、 三)、お話 会議 オフィスアワー」のご案内・

★砂川秋祭り出店 一 ○○、場所 立 一 ○○、場所 立

一 ○○、場所 会議 一 ○一 ○一 日一 日一 日一 日一 日一 三○○ **★**kネットオフィスアワー 出しです)

わせ kネット イト 三)、問い

日時 ★国会請願署名街頭アピール 一二〇〇、場所 一一月一 日一一〇〇

家族の絆再考」 ○○、場所 一月 月 三〇〇

★kネット車座集会第三回

会議 流をしてる。

★ トネットオフィスアワー わせ kネット 日

会を設けています。 ムページ、 を運 し、ている方からのお話を く ための活動を行います。ホー子どもとの交流に を感じ れても、親子が親子であるどもと会えなくなっている方、 などを じて、親どうしが kネットは を いません) いっしょに舌動せん。 イスについては 発行しています。 として、 ン ー(2)が子 (の弁護士の は会を設けています。 kネットでは、

は一 の加) 後 時 時 後 時 時 日時 2、 日 たい (普) 「大きないは、「大きないは、「大きないはらがましっては、「大きないはらがましっては、「大きない」である。 「おいまたい」では、「大きない」である。 (音) できる (音) た。2 ってこれ。こんな ネットが 裁で出たので 告し 2 なるべく してください の加) 時間を超 集後 月2時間の 判

支部)、問

立法への言、 kネットは、 、親の離

2)が子 判所の運 、 親への 親当事者 判所の運 、 親への 一 、 親への は行いま 月での会 「 同親 運動」をは行いま ムページ、 を運 し、 | 仲間、 同者を っています。 下にお 込 ください。 会 二〇〇〇、 いっしょに活動してくれる 1000 (1)

加 者

k ネット 親

(宗像) ネット ーク